平成２９年（フ）第３２４号
神戸市北区君影町１丁目１番３－201号
債務者　灘口　繁吉
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２９年（フ）第２１号
（最後の住所）静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂540番地　凌雲閣306号室
債務者　亡永島修一相続財産
相続財産管理人　篠崎　元貴
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１７号
岩手県一関市高崎町２番９号
債務者　佐藤　友理
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第５０号
山形市桧町３丁目２番９－313号　県営きたまち団地　３号棟
債務者　渡辺　祐馬
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２５号
名古屋市南区星宮町168番地　三祥庵202号
債務者　篠原　博道
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２３号
名古屋市港区十一屋３丁目181番地　第２伊藤ハイツ201号、従前の住所名古屋市港区宝神３丁目1920番地の２
債務者　里中すみれ
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９３号
名古屋市港区十一屋３丁目181番地　第２伊藤ハイツ201号、従前の住所名古屋市港区宝神３丁目1920番地の２
債務者　伊藤日砂子（旧姓濱崎）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３号
愛知県安城市新明町４番地16　マンション新明301
債務者　青木　保彦
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
岡山県倉敷市水島南幸町３番65号　109号、前住所岡山県倉敷市水島北亀島町４番９号
債務者　武田　偉之
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
三重県伊勢市神久２丁目２番30号　浜地マンション　102号室
債務者　水田　真弓
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
島根県出雲市唐川町129番地
債務者　荒木　　淳
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１１４号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘50番地　第２高岡和風寮1123号室、住民票上の住所長崎市浜平２丁目５番17号　天野アパート
債務者　三浦　克久
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
愛知県碧南市東山町５丁目38番地　サンハイツあさひⅡ４Ｆ－Ｃ号
債務者　阿閉ルイスこと　ＡＴＯＪＩ　ＬＵＩＺ　ＣＡＲＬＯＳ
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１－９－508
債務者　川村　　純
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３１５号
さいたま市南区辻５丁目１番29号　グランデⅡ201、旧住所さいたま市南区文蔵５丁目28番７号
債務者　小林満里子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３１６号
さいたま市南区辻５丁目１番29号　グランデⅡ201、旧住所さいたま市南区文蔵５丁目28番７号
債務者　小林　幸治
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係